

台湾の政治発展における蔣経国の歴史的再評価*

——戒嚴解除を中心に——

薛 化 元

1. はじめに

1949年から1988年にかけて、台湾は、基本的に蒋介石と蔣経国という二人の総統の統治下に置かれ、1987年まで長期間に及ぶ戒嚴令が施行された。しかし、1980年代後期の改革実行後、台湾の政治発展の成果は他国にも誇れるものとなり、「戒嚴令の解除」から、「反乱鎮定動員時期の終結」¹、「国会議員の全面改選」、1996年の総統直接選挙までの台湾の政治改革が高く評価され、アメリカの人権団体フリーダムハウス (Freedom House) が評価する「自由国家 (the State of Freedom)」の分類にも名を列ねる結果となった。ところが、歴史学研究の視角から考察すると、ストロンクマン (「強人」) による統治時代から完全な自由国家に転換するまでの政治改革の過程に関する歴史的評価の研究成果はそれほど多くない。特に自由、人権の観点での歴史の反省や、いわゆる「移行期における正義 (transitional justice)」に関する議論は明らかに不足していると言える。事実、蒋介石・蔣経国と台湾の政治発展との関係は、依然として台湾社会でも意見がわかれ、またそれに関する歴史的研究も決して盛んではない。

蒋介石と蔣経国の統治を比較してみる。蒋介石による統治期の台湾は、1950年の朝鮮戦争勃発以後、基本的に

アメリカ第七艦隊の保障下にあり、中華人民共和国が台湾の実効統治する中国大陆沿岸の小島に対して攻撃を度々仕掛けてきても、台湾にとっては「目前の脅威」とはならなかった。だが、蒋介石の「ストロングマン権威主義統治」が自由化や民主化の発展を抑圧した。この史実について、戦後の台湾政治の研究領域における議論は比較的少ない。一方、蔣経国時代の歴史的評価は、蒋介石時代のそれとは大きく異なる。これまでの世論調査の結果でも、一般民衆は、民主化に対する蔣経国の貢献度が戦後台湾の歴代国家元首の誰よりも高いとしている。これは、一般民衆ないし一部研究者の、台湾における自由化と民主化の発展に対する蔣経国の歴史的地位への考え方やイメージが反映されていた。

蔣介石と蔣経国の統治を比較研究したアメリカの研究者エドウィン・ウィンクラー (Edwin A. Winkler) の論文は注目に値しよう。彼は「ハード権威主義 (蒋介石時代)」と「ソフト権威主義 (蔣経国時代)」として蒋介石と蔣経国の両総統の統治を区別した。⁽⁵⁾ ある回想録と研究成果は、蔣経国の推進した「政治的民主化」の功績を認めるものの、同じ資料には蔣経国時代の「権威主義」的な一面も窺える。つまりいわゆる自由化、民主化とは大きくかけ離れている面である。例を挙げると、かつて蔣経国の秘書を務めていた漆高儒は、その著『蔣経国の一生』の中で、蔣経国の「政治的民主化」の功績をほめたたえるものの、「序文」において、「これが蔣経国の死後出版されたのは、生存中には書けない様々な事情があったからだ」とし、「(もし当時) 生きるのが嫌になり、あの『緑島小夜曲』⁽⁶⁾ を歌いたければ」書けただろうと記した。⁽⁷⁾

蔣経国が台湾における政治発展に貢献したとの考えは、常に蔣経国が政権末期の 1987 年まで 38 年の長い間にわたって続けられた戒厳令を解除したこととの間に密接な関係がある。このような考えの形成過程にまでさかのぼれば、これは 1950 年代以来の政治改革要求と関係があるかもしれない。反対勢力の政治主張からみても、1978 年に

なつて党外人士の共同政見を発表したが、戒嚴令の解除要求のみが掲げられ、反乱鎮定動員時期の終結要求はない。このことから、戒嚴令解除の歴史的な意義が容易に過大評価される。

以上をもとに、本稿の趣旨は、歴史コンテキストにおける蔣経国と台湾の政治発展との関係、特に戒嚴令解除の制度面を中心に、蔣経国政権末期に進められた政治改革に歴史的再評価を行うことである。ただし、蔣経国と台湾の政治発展との関係に影響したのは戒嚴令解除だけではない。蔣経国の権力継承における準備過程では、彼の掌握していた情報・治安機関（特務機関）と白色テロとの大きな関わりを見ることができるとともに、また、権力継承後に推し進めた「革新保台（革新することによって台湾を保つ）」及び、いわゆる「本土化」の政策は、時に李登輝時代の「本土化」の内容と混同され、台湾の政治発展に関係する大きな問題となっている。そこで、本稿では、時系列的に蔣経国と台湾における自由化及び民主化の発展との関係を論じ、さらに蔣経国が進めた戒嚴令解除の歴史的意義に重点を置き、特に戒嚴令解除と自由化及び民主化改革の関係を論じる。

2. 蔣経国の権力継承プロセスとその歴史的評価

台湾の歴史上、政治的リーダーとしての蔣経国時代の到来は、最も入念に下準備が行われ、権力継承も万全の体制で行われた。今日、一部の政治評論家や研究者の間で、時に蔣経国の政治的リーダーとしての地位は、1960年代末期、または1970年代初期に大きな試練に見舞われたと指摘されているが、この権力継承のプロセスについて長期的観点から考察してみると、それは小さな波乱に過ぎず、その地位に何ら影響はなかったものと考ええる。

蔣経国は早くから情報・治安機関を掌握することとなった。1949年中頃、「政治行動委員会」が設置された。唐縱は主任として情報・治安活動への監視を担当した。1950年末、政治行動委員会は「総統府機要室資料組」⁽⁹⁾として組み替えられ、1954年7月にはさらに国防会議直属の国家安全局として再編された。⁽¹⁰⁾これらの機関の再編の過程で、情報・治安機関に対する蔣経国の影響力が窺える。1949年7月に蒋介石は情報・治安機関の責任者であった唐縱、毛人鳳らを高雄に招集し、情報・治安機関の再編について会議を行った。この会議に既に蔣経国は重要な役割を果たした。その後次第に情報・治安機関の主導権を握るようになった。⁽¹¹⁾1950年3月、蔣経国は国防部総政治部主任に就任し、影響力をまた一步、軍部にまで広げた。⁽¹²⁾これ以降、国軍内部に政治工作システムを確立させ、軍部における蔣経国の影響力は日増しに強くなる一方であった。しかも、総政治部主任の任期中、蔣経国は中国共産党台湾省工作委员会(省工委会)⁽¹³⁾に対する諜報活動にも具体的に関与した。⁽¹⁴⁾

中国国民党の党務部門に至っては、1950年7月に蒋介石が陳誠と蔣経国ら16人を中央改造委員会委員に選任した後、蔣経国の地位は益々確固たるものとなった。中央改造委員会は、それまで中央執行委員会と中央監察委員会に相当の権力を握っていたCC派に取って代わった。陳果夫、陳立夫兄弟をトップとするCC派は、この時の権力再編過程で国民党権力の中核からはずされた。⁽¹⁵⁾そのかわりに蔣経国は、中央改造委員に名を列ねることで、もともと党内の権力組織の中で重要な地位になかったにもかかわらず、本格的に党の権力中核へと足を踏み入れることとなった。また、蔣経国は中央改造中に幹部訓練委员会主任委員を務め、⁽¹⁶⁾次第に党の組織と訓練工作を主導するまでに至った。このことで蔣経国は国民党幹部との個人的関係を築くとともに、党内での人脈を広げ、その後における国民党内の権力基盤の構築において大きな助けとなった。1952年に蔣経国は国民党中央委員の党内ランクでは陳誠に迫り、党内でのその地位の高さを見せつけた。⁽¹⁷⁾

さらに蔣経国は1952年10月、蒋介石がその年の青年節(3月29日)に発表した「全国の青年に告げる書」の呼びかけに応える形で、自ら主任となる中国青年反共救国団(以下、救国団と略す)を発足させた。救国団は、一方でそのリーダーである蔣経国が国民党内権力をしのぐ場として重要な基礎となり、他方で党国体制の補助機構となり、青年や学生の動員、コントロール等を主要な役割とした。救国団のメカニズムを通し、蔣経国の影響力は、学校及び青年、学生にまで及ぶことになった。⁽¹⁹⁾

上述のような、権力継承の過程において、政治理念の差異から蔣経国と自由派とみなされた政治家との間で、度々衝突がおきた。⁽²⁰⁾ その中で、総政治部と軍隊内政治工作組織の運用をめぐる蔣経国と陸軍総司令孫立人との対立は非常に大きな衝突であった。さらに救国団の設立に伴い、台湾省主席呉國楨はこれに強く反対した。その後呉國楨が省主席を辞任して国外へ脱出したのは、蔣経国との権力争いによるものであった。⁽²¹⁾ 最終的に、呉國楨や孫立人ら自由派の実力者は次々と勢力を失った。その対抗勢力がなくなると、蔣経国の影響力は一段と拡大した。

これら蔣経国の主導による情報・治安機関系統、国防部総政治部、救国団(発足時は学校教育における軍事訓練の実施をうけもった)等の組織は、それら自体が台湾の「白色テロ」の根源となり、蒋介石を中心とした「ストロングマン権威体制」を固める基礎となった。のちに最も非難を受けた情報・治安機関を例にあげれば、これらの機関は積極的に政治諜報活動に従事し、ストロングマン権威体制に反対する勢力を排除した。これは憲法における人民の基本的人権の保障を完全に無視するものであり、民衆に対する人権侵害を引き起こし、中国共産党が台湾に派遣した工作員やそれに感化された民衆を逮捕したとしても、それと同時に政治に関する無実の罪に問われる者を大量に生み出す結果となった。かつて省工委案件、鹿窟案件等の重大政治案件の調査に携わった国防部保密局官員の谷正文は「情報・治安機関の各部門が台湾で捕らえたスパイは約二千人で、その他の大多数は誤認、捏造による無実の罪であった。」⁽²²⁾

と語っている。司法行政部調査局第一処処長の范子文も「台湾で国民党は共産党員を毎日捕まえようとするが、しかし共産党員を全く捕まえられず、捕まえたのは全て共産党員ではなかった。」⁽²⁵⁾と証言する。嚴家淦元総統ですら、総統任期中における関係書類の中で情報・治安機関によって「匪嫌」(共産党活動の疑いのある者)とされた。「反共」という名の下、情報・治安機関は、一般民衆を監視、コントロールしたことが容易にうかがえる。蒋介石の指示により成立した総統府臨時行政改革委員会の報告(1958年)の中でも、当時の情報・治安機関は常に非合法に民衆を拘束し、法的手続なしに違法に民家や宿泊施設の捜索を行い、さらに違法に容疑者の拘留時間を延長しただけでなく、その容疑者たちに対して拷問または執拗な尋問を浴びせるなど、人権の保障に甚大な影響を及ぼしている、としていた。⁽²⁶⁾

一方で、蔣経国の政府部門においての地位向上は、非合法の政府機関に関わることから始まった。1954年7月には法的根拠のない国防会議を再編し、自らの職権拡張を行い、9月には副秘書長の職に就いた。⁽²⁷⁾国防会議は後に反乱鎮定動員時期に内閣の上の内閣といわれた「国家安全会議」となり、ある研究者によれば蔣経国はこれにより国政全体の掌握に一步前進したとしている。⁽²⁸⁾1957年、蔣経国は行政院国軍退除官兵輔導委員会(退輔会)主任委員に就任、1958年には行政院政務委員に就任して、本格的に行政体制の中に入る重要なひとつの契機となった。もともと行政院内部での権力伸張は、陳誠が退いた後の1964年になってようやく国防部の副部長、⁽²⁹⁾続けて部長に就任した。

1969年、嚴家淦内閣で蔣経国は行政院の副院長に就任した。⁽³¹⁾これは権力継承の過程に重要な節目となった。嚴家淦は財政・経済官僚出身であったが、行政組織再編の中で、財政、経済、金融の決定主導権は蔣経国に握られた。

蔣経国は行政院国際経済合作發展委員会(經合会)主任委員を務め、「財政経済金融会報」の召集人、主任も担当した。⁽³²⁾ 財政部門を掌握したことは、その後の全面的継承の重要な基礎を築いただけでなく、行政院における主導権を顕著に増加することにもなった。1972年5月に蔣経国は行政院長に就いた際、⁽³³⁾ すでに行政体制の実質的リーダーであった。1975年には蒋介石逝去に伴って国民党主席に就任し、正式に党政の主導権を獲得するに至った。1978年に蔣経国は総統に就任し、名実ともに中華民國最高指導者としての地位を手にしたのだった。

ここまで蔣経国時代がどのようにして到来したのかという歴史的プロセスを整理して、最高指導者としての蔣経国の地位がどのように築かれたのが明確になった。いくつもの異なる職務を歴任し強大な権力を得たことで、一定期間の歴史事件に対しても自然と多大な影響力を持つことになったといえるだろう。これは蔣経国に対する歴史的評価をするために、重要な手がかりとなる。蔣経国が各政治事件においてどのような役割を担ったのかというのは現時点で十分に確認することができないが、⁽³⁴⁾ 情報・治安機関の最高権力者として、その特務機関が数々の人権侵害を行なったということは、一定の「行政責任」、「政治責任」、「歴史責任」を問われることから逃れないということではなさそうか。⁽³⁵⁾

3. 蔣経国政権における政治行爲

国際舞台において中国唯一の合法的政府であるとされた中華民國政府の地位及びアメリカの支持は、台湾がストロングマン権威主義体制を存続させ、外部に対する正当性を保持できた重要な要素であった。⁽³⁶⁾ しかし、1960年代末

期のアメリカと中華人民共和国の関係改善⁽³⁷⁾、1971年の国際連合での中国代表権の消失⁽³⁸⁾を受け、中華民国の「法統」と統治正当性は重ねて大きな衝撃を受けた。これら情勢に対処するため、また政権安定のため、国民党当局は「革新保台」の限定的改革を選択し政権を保った。一方、党外人士と本土文化に対しては引き続き抑圧する政策が執られた。

政治改革の面からいえば、蔣経国政権時代には一定の成果があった。まずは、1972年3月17日の国民大会で通過した「反乱鎮圧動員時期臨時条項(以下、臨時条項)」の修正案である。この修正によって、1972年に第一回「中央民意代表増加定員選挙」は行われた。その後、定期的に議員増員を目的とする中央民意代表改選は3年に一度行なわれるようになった⁽³⁹⁾。この修正は、当時台湾キリスト長老教会や「大学雑誌」が掲げた「国会全面改選」の改革主張に比べるとやや保守的ではあるが、この制度は台湾本土の政治エリートを選挙によって中央政治に参加させることができ、「政治エリートのエスニックな二重構造」の突破口となる重要な転換であった⁽⁴⁰⁾。1972年に始まった中央民意代表機関の定期改選を通して、台湾内部の反対運動も一定の整合の現象が見られ、定期選挙は民主理念の重要な宣伝場面となった。しかし、中央民意代表の「増加定員選挙」は部分改選であり、中央民意代表機関の主導権はなおも第一期選出で党歴の旧い元老による中央民意代表に握られていた。

中央民意代表の限定的増員の機会提供によって、民衆に選挙を通して中央政治に参加できる可能性を与えたこと以外に、蔣経国は台湾省籍の政治エリートを中央政府、国民党中央党部の職務に抜擢するなど、台湾内部に対する正当性強化をはかった⁽⁴²⁾。いわゆる「吹台青」の「本土化」の人事政策である⁽⁴³⁾。1972年の蔣経国内閣では、副院長の徐慶鐘や政務委員の李登輝など7人の台湾籍党員が入閣し、台湾省主席及び台北市長も台湾籍である謝東閔と張豊緒が

それぞれ就任した。⁽⁴⁴⁾ その後の蔣経国は総統選挙で、謝東閔と李登輝を相次いで副総統候補に指名した。党内でも台湾籍の中央常務委員が増加し、1976年に僅か4人で国民党中央常務委員会（以下、中常会）（総数22人）全体の18%⁽⁴⁵⁾だった台湾籍委員は、1979年に9人、⁽⁴⁶⁾ 1984年には12人までに増えた。蔣経国が死去する前年（1986年）の国民党第12期3中全会においては、台湾籍中央常務委員は14人と、委員全体（31人）の45%⁽⁴⁸⁾を占めるまでになった。

蔣経国は一部の台湾籍「青年俊才」を党政幹部に抜擢したにもかかわらず、最も重要な国防、財政、経済、外交、さらに中央政府レベルの教育機関の主管は、依然として党歴の古い元老、あるいはその次の世代の外省籍である党国エリートであった。確かに、国民党中常会における台湾籍エリートの数が顕著に増加していた。しかし、国民党中央常務委員の地位と名誉の「付与」は蔣経国による指示であり、中常会での決定も実際には蔣経国の意志に基づいて行なわれており、台湾籍エリートの増加は実質的意義よりも象徴的意義の方が大きかった。⁽⁴⁹⁾

蔣経国が進めていた「本土化」政策の中で、国民党に勧誘されなかった政治エリートは、反対勢力としての「党外」勢力を形成した。この反対勢力は統治者を刺激し、弾圧の悪夢が再現される結果となった。1979年12月10日に発生した高雄美麗島事件は最も大きい事件であった。⁽⁵⁰⁾ 蔣経国政権時代に台湾籍政治エリートを抜擢する過程が「台湾化」、「本土化」と呼ばれたが、蔣経国は「法統」の政治的枠組みを続けていた。台湾の中央政治は、依然として民意の反映されない、外省籍党国エリートが主導していた。民衆も選挙によって執政者を選ぶことはできなかった。結局、「台湾優先」という価値を確立することはできなかった。このように、この時期と1990年以降の本土化の風潮とは、本質的に異なるものだったのである。

社会文化、メディアでは、1972年に蔣経国が行政院長になってからも、国民党当局のコントロールは依然として緩やかになることはなく、逆に従来よりさらなる引き締め現象がみられ、メディア界、文化界に対して新たな取締りが展開された。1974年と1979年に修正された「出版法施行細則」では、出版物取締りの重要根拠となる「発行趣旨」がより一層厳格化され、「基本国策の宣伝に合致し、民心の士気を激励する」と規定された⁽⁵²⁾。かつて有名なニュースキャスターであった盛竹如は回想録の中で、テレビ放送について、蔣経国の要求の下、1975年に行政院はテレビ放送の改善目的を理由に「研究グループ」を設置してテレビドラマの台本及びテレビ・コマーシャルの審査、テレビ番組の監督等によってテレビ局の取締りを行ったとし、さらに1976年から国内のテレビ局三局に対して国民党党事業の一部門である中国電影製片廠製作の反共映画「寒流」⁽⁵³⁾を強制的に放送させたと語っている。1981年からは、かつて蔣経国の秘書を務めた行政院新聞局長の宋楚瑜が「獎勵優良廣播電視節目辦法」(1981年)、「廣播電視法」(1982年)、「電視節目製作規範」(1983年)等を修正公布し、台湾本土の文化を弾圧し、台湾語、客家語、原住民諸言語等の台湾人の母語使用を制限した⁽⁵⁴⁾。その後、邵玉銘が新聞局長に就任した際には、「電視節目製作規範」がさらに修正され、「ニュース報道は国語(北京語)で放送することを原則とする」と規定し、台湾本土の言語は「重要政令または重大ニュースの際」に限られ、しかも「予め届け出てから」放送できるとされた。テレビでの「方言楽曲の放送」は比率にして全歌謡番組の「五分の一以下の原則」⁽⁵⁵⁾を守らねばならなかった。またさらに、台湾本土言語の使用を抑圧するために、政府当局は台湾キリスト長老教会にも入り込み、原住民語と台湾語で書かれた「聖書」を没収した⁽⁵⁶⁾。蔣経国政権時代において、党外雑誌『台湾政論』をはじめ、停刊、発禁、出版さし止めを命じられた数は余りにも多く、把握が出来ていない⁽⁵⁷⁾。つまり、蔣経国政権時代は、後期の段階的開放を除いて、台湾本土の言語、文化面の弾圧は1970年代以前のそれよりもさらに激しいものだったのである。

情報・治安機関の人権侵害行為は、蔣経国が行政院副院長、行政院長、そして總統と、権力継承が完了した後も依然として頻発した。例えば1972年、蔣経国腹心である国防部総政治作戰部主任・王昇の介入した「台湾大学哲学系事件」⁽⁸⁸⁾では、多くの学者は思想や言論が問題となり辞職に追い込まれた。これは、1960・70年代の台湾学術界で最も大きな白色テロであった。1981年、アメリカのカネギーメロン大学数学科の陳文成博士は、台湾警備総司令部（以下、警備総部）との面談の後、台湾大学構内で変死体で発見され、その死因が今現在も不明とされている。⁽⁸⁹⁾しかし、国外の専門家の検視報告を含め、公式発表の「自殺」ではないという見解が多く、党外人士らは彼の死因は警備総部と関係があると考えている。⁽⁹⁰⁾AP通信駐台北記者・周清月は、この事件の報道に際し、新聞局の要求に従わなかったとして、取材権の一時取り消しを受けている。⁽⁹¹⁾1982年には總統府国策顧問・陶百川は『自立晚報』紙にて「発禁処分を受けている書物には正道が書かれている、何故牛刀を使ってそれを断つのか」と題する一文を發表し、警備総部の検閲には「職権を越えた違法の疑い」があるとして、言論・出版・メディアの自由の保障を主張した。⁽⁹²⁾それに対して、警備総部は一部の媒体を召集して彼の弾圧を画策した。⁽⁹³⁾1984年、サンフランシスコに居留しアメリカ市民権を取得していた作家江南（本名劉宜良）は『蔣経国伝』を執筆して名を馳せたが、自宅で暗殺された。その後、国防部軍事情報局長・汪希苓、副局長・胡儀敏、第三処副処長・陳虎門、さらに「竹聯幫（台湾最大の暴力団組織）の首領」の陳啓禮、呉敦らはこの事件に関わったとして起訴、判決を受けた。一説によれば、当時特務機関の主任であった蔣経国次男の蔣孝武もこの事件と関係があるとされている。⁽⁹⁴⁾まとめて言えば、蔣経国が政権を握った後、これらの事件における彼の役割は現在まだ確認不可能である。ただし、政権を握る前と比べて、蔣経国は、情報・治安機関を直接に率いることはなかったものの、国民党当局のリーダーとして、情報・治安機関が人権を侵害した行為に関する「政治責任」と「歴史責任」から逃れることはできないのではないだろうか。

以上のことから、この間の蔣経国は、「革新保白」の政策を進めて国民党当局の政治正当性を強めようと試みたが、反対勢力、民衆の思想と言論を抑圧する態度が変わることなく、むしろ台湾本土の言語、文化をさらに弾圧したということがわかるだろう。加えて、中央政府への政治参加の開放も依然限定的なものであり、蔣経国のこの時代の改革は民主憲政体制の実行にはまだ程遠いものであった。

4. 戒厳令解除と台湾の自由化問題

(1) 自由化プロセスの検討

台湾における民主化に対する国家元首としての蔣経国の貢献は、前述のとおり、これまでの世論調査においても、歴代の国家元首の中で最も高い評価を得ている。この理由は蔣経国が総統時代後期の 1987 年に 38 年の長期にわたった戒厳令の解除を宣布したことと関係がある。しかし、学術的観点からみると、この評価には研究の余地がまだ相当あると考える。

まず、戒厳令解除と自由、民主改革についての関係を整理したい。基本的に「自由化」と「民主化」は、台湾の戦後政治史研究において常に使用される用語ではあるが、一般的な定義は非常に曖昧である。基本的に近代自由民主体制の条件は非常に複雑である。民主体制から言えば、一つの国家に選挙があったとしても、それは必ずしも民主国家であるとはいえないが、逆に選挙がなければ、それは確実に民主体制ではない。言い換えれば、民衆は制度的あるいは定期的に行われる選挙を通して、執政者(党)を決められなければ、この政治体制は民主体制の要件を備えていな

いということである。蔣経国政権の末期、1986年から推進された政治改革は、民主進歩党の結成によってやむなく「党禁（政治結成の禁止）」を解除したことのほかに、戒厳令解除を契機とした、新聞発行の自由化、中国大陸出身者の中国大陸里帰りの解禁などもあった。しかし、国会の全面改選は政治改革の対象とされず依然として見送られた。結局、蔣経国が進めた政治改革は、民主化の条件を満たさなかったといえよう。ここでさらに探究しなければならぬのは、蔣経国が進めた政治改革、とくに戒厳令解除と自由化の関係である。

前述のように、蔣経国が晩年推進した政治改革は、基本的に民主化改革の意義を備えていなかった。しかし、明言しなければならぬのは、戒厳令解除は確かに台湾の政治発展の重要な一歩だということである。一般民衆が今後二度と軍法裁判を受けることはなく、人権の保障は大きく改善された。問題なのは、当時台湾の政治体制下において、戒厳令の解除は一体どのような自由化の改革を成し遂げたのかということである。台湾での自由化改革のプロセスの中で、戒厳令解除の主要意義とは何であるのか。自由化の定義は民主化の定義と同じく十分に定まっていなかったため、ここでは討論上の便宜から、まず自由化の定義からみていき、台湾の歴史発展の経験と照らし合わせ、台湾の自由化のプロセスとその意義を整理したい。

人権史からみれば、自由化はほかでもなく基本的人権が国家公権力からの制限、侵害状態を受けている状態から、国家公権力に侵害されない状態、さらに国家公権力からの保障を得るプロセスのことである。このような認識に基づいて、基本的人権が台湾でどのような制限、侵害を受けてきたのかという歴史を見ていく必要がある。

1945年10月、台湾を接收した国民政府は、台湾の主権を持ち合わせているか否かという疑義があったにもかかわらず、結局、国内法に基づく統治が始まった。当時国民政府は国民党の「一党訓政」の方式で台湾を統治した。⁽⁶⁵⁾ 1

946 年年末に中華民国憲法は制定されたが、国民党と共産党の「政治協商」が失敗し、再び内戦が勃発、憲法施行の準備手続は根底から推進できなくなつた。国民政府は 1947 年 7 月 5 日、すぐさま訓令を發布し、「共産党の反乱を鎮圧し、民主の障害を排除せよ」⁽⁶⁶⁾と全国総動員を宣言した。7 月 18 日には国民政府國務會議で「反乱鎮定動員完成憲政実施綱要」案を通過させた。その後、主に総動員法に基づいて、経済物資に対して統制と徴収、交通機関に対する規定や制限を加え、着々と「反乱鎮定動員体制」⁽⁶⁷⁾は形成されていった。この要綱の実施により、反乱鎮定動員体制下において戒厳令は必要なく、すでに人権侵害にある程度の効果を有していたのだ。1947 年 12 月に中華民国憲法が名前の上では実施されたものの、同時に反乱鎮定動員体制が実施されたため、実質的には依然として強烈な戦時体制の性質を併せもっていた。この後、反乱鎮定動員を名目として、あるいは国家総動員法を根拠にして制定された人権制限の法律や命令は非常に数多い⁽⁶⁸⁾。このような状態で、台湾を非常体制からどのように憲政体制に戻し、憲法が保障する人権を確実なものにしたか、また台湾の自由化改革思考について考えるとき、戒厳令と戒厳令解除の歴史的視角の枠組みを超える必要がある、この反乱鎮定動員とその他の制限、基本的人権を侵害した法規制度にも注目しなければならないと考える。

国民党内部でもこの問題は相当に認識されていた。前述の總統府臨時行政改革委員会は、この人権保障問題について蒋介石に報告書を提出し、「各レベルの政府機関は業務、措置の必要性に基づいて処理を行い、法律上の根拠が必要な場合は、現行の法律に則って補充修正を行うように提案する。また、行政院は総動員法を根拠に命令を發布してはならない。」⁽⁶⁹⁾と述べていた。

(2) 反乱鎮定動員から戒厳令

1946年12月の末に中華民国憲法は中華民国制憲国民大会で制定された。だが、憲法が施行される前に、憲政体制の内容は既に反乱鎮定動員体制に侵食されていた。事実、この時期の『国民政府公報』を見ると、国民政府が「臨時条項」を發布後、憲法施行の準備手順が殆ど進展していないことがわかる。その後、国共内戦で国民党の戦況が不利になるに従い、さらに一歩進んで戒厳令が施行されることになった。

1948年12月10日、中華民国政府は中国大陸（台湾は含まず）⁽¹⁾で戒厳令実施を布告した。1949年5月19日には、台湾の主要各紙が、台湾省政府と警備総部が5月20日より台湾全土戒厳令を実施、さらに基隆港と高雄港では夜間外出禁止令を実施するとの報道をした。⁽²⁾この後台湾は38年の長きに渡る戒厳統治で、民衆の人権は大きく制限を受けた。5月27日、警備総部は戒厳期に関わる法令を發布し、非合法的行動を防止し、書籍及び新聞を管理し、許可のない集会と結社の禁止、そしてデモの許可申請、授業ボイコット、ストライキ等の一切の行為を禁止した。⁽³⁾その中でも許可を経た集会、結社の規則は非常に厳格で、「政府許可のない各団体は全て非合法団体とし一律禁止とする」。また、各レベルの参議会以外に、たとえ「政府の許可」を得た団体でも、集会開催時には「許可と当局の指導」が必要で、さもなくば「集会の一律禁止」とした。戒厳法第七条では「戒厳時期、臨戦地境内の地方行政事務及び司法事務は、該当地の最高司令官の主管を受け、その地方行政官及び司法官は該当地最高司令官の指揮に従う」と規定されていた。第八条では、「戒厳時期の臨戦地境内で刑法上の以下の罪については、軍事機関が自ら審判、あるいは裁判所に審判を委ねるものとする。一、内乱罪。二、外患罪。三、秩序妨害罪。四、公共危険罪。五、貨幣、有価証券、公文書の各偽造罪。六、殺人罪。七、自由妨害罪。八、略奪、窃盗、海賊罪。九、強盗人質罪。十、遺棄損壊罪。これら以外の罪で、その他の特別刑法を犯した者も同様とする。戒厳時期の警戒区域内で、本項の第一項第一、二、三、四、八、九等の項及び第二項の罪を犯した者も軍事機関にて自ら審判あるいは裁判所にて審判する」と規定した。

戒厳令による「戒厳体制」は、反乱鎮定動員体制により一層の影響力を与え、さらに中華民国政府が台湾に移転した後、当局が台湾の政治、社会、文化発展を掌握するために最も重要な仕組みであった。前述の戒厳法の規定によれば、戒厳地区は「戒厳時期、臨戦地境内の地方行政事務及び司法事務は、該当地区の最高司令官の主管を受け、その地方行政官及び司法官は該当地最高司令官の指揮に従う」という軍地管制を厳格に実施できた。特に白色テロの時期に人々を震え上がらせた「懲治反乱条例」³³は、戒厳時期の特別刑法に触れる案件の場合、原則として、審判は非公開で、二級判決（一審及び控訴審）となり、人権の保障構造が普通の司法体系のとは程遠い軍法機関審判となった。

(3) 戒厳令解除に向けた改革の方向性とその影響

1987年の戒厳令解除は、戒厳令下の戒厳法に基づいた人権制限を改善した。これは大変重要な転機であるものの、反乱鎮定動員体制は依然として継続続けた。言い換えれば、戒厳令を解除するだけでは、憲政体制の回復による人権の保障は行えず、自由化の改革はなおも完成しなかったのである。

さらに、戒厳令を解除したのは、蔣経国の率いる国民党当局が戒厳令の長く続いたことから積極的に戒厳令解除を推進しようとしたということではなく、別の時代背景が外在したからだといえるだろう。1970年以降、中華民国政府は国際舞台で打撃を受け、ある意味からすれば、それは微妙な台湾政治改革の契機となった。台湾内部では党外政治家と自由派人士らが改革を要求しただけではなく、国際的に中国代表の地位を失った国民党当局も、中央民意代表の増員選挙などの限られた政治参加開放を通して、台湾の統治の正当化を強めた。一方、台湾の外部では、特にアメリカが中国との国交正常化という政策転換をしようとした。最終的にアメリカは中華民国と国交を断絶して、別途

「台湾関係法」によって米・台関係を規定した。これは中華民国の外交に大きな挫折を経験させた。しかし、アメリカは台湾に対する戦略的位置の評価を下げた後、台湾の政治改革と人権自由の発展を比較的重視するようになった。⁽¹⁴⁾ この外在圧力は蔣経国に戒嚴令解除を決定させた一つの有効な要因となった。⁽¹⁵⁾

国民党当局にさらなる改革を推進させた要因として、「党外」運動も重要であった。党外勢力は長い間にわたって戒嚴令解除を求めるという政治要求を行ってきたが、1986年5月19日、党外急進派勢力が長期の戒嚴令に抗議するデモ行動を行った(五一九緑色運動)⁽¹⁶⁾。さらに9月28日、全国党外後援会は会議において、中央民意代表増加定期選挙の候補者を推薦したが、游錫堃主席の下、議事次第を変更する形で先に新党結成の議案を通過させ、午後には新党党発起人大会が開かれた。新政党結成発起人大会では、大会参加者の支持を受けて、戦後初の「反对党」——民主進歩党⁽¹⁷⁾が正式に結成を宣言した。これは国民党当局の党禁政策に抵触した。このため、蔣経国の率いる国民党当局は、関連人物を逮捕すべきか否かの決断を迫られることとなった。当時、国民党は、国内外の情勢をわきまえ、反对党の結成を承認しないものの、強権的な鎮圧行動もとらなかつた。⁽¹⁸⁾ この時の蔣経国は1970年代初頭の考えのように、急速な全面開放や大幅な改革を進めるのではなく、限定的な改革で対処しようとした。異なるのは、この時、国民党当局に改革を求める国内外の圧力が以前にも増して高まり、蔣経国の改革の主動性は相対して低くなっていたということである。

その一方、国民党主席を兼任していた蔣経国は国外の記者との会見の際、党外人士が党禁を打ち破ったことについて、野党に対しては制限を加えると述べた。1986年10月7日、蔣経国は、ワシントンポストのキャサリン・グラハム(Katharine Graham)会長と会談し、そこで中華民国政府はまもなく政治改革を行い、さらに野党の組織化には

三つの条件を課すと述べた。すなわち、「彼らは憲法を承認し、憲法が定める国家体制を認めなければならない。新政党は必ず反共でなければならぬ。彼らは如何なる分離運動にも従事してはならない。私が指しているのは『台湾独立』運動である」。これは、以後のいわゆる国家安全法の三原則の「人民の集会・結社は憲法に違反してはならず、共産主義の主張をしてはならず、国土の分裂を主張してはならない」の原型となった。⁽⁷⁹⁾

蔣経国は当時、国民党と国家の行政権を掌握したストロングマンであったため、彼の発表は台湾が正式に戒厳令解除と党禁解除の方向に向かって進んでいることを意味していた。蔣経国が条件付きで野党を認めたことは、晩年における最後の自由化改革に限界のあることを意味していた。10月15日、国民党中常会で「反乱鎮定動員時期国家安全法令」(戒厳令解除)および「反乱鎮定動員時期民間団体組織」(党禁開放)、二つの革新的な議案を通過させた。そして、国民党の政治支配によって、この決議は、行政院に関連法案を立案させることとなった。いわゆる「反乱鎮定動員時期国家安全法令」の立案は、戒厳令解除後に戒厳期の関連法規に取って代わる法案の準備であり、その後の政治活動の範囲を定めるものとなった。⁽⁸⁰⁾

1987年6月、立法院で「国家安全法(以下、国安法)」⁽⁸¹⁾が通過し、蔣経国の野党結成に関する三つの制限が盛り込まれた。さらにその適用範囲は広げられ、戒厳令解除後の民衆の政治的自由を制限した。国安法の中の三原則に違反したとしても、実質的な罰則規定はなかったが、その後に国民党当局がまたしても立法院に強く働きかけ、「反乱鎮定動員時期人民団本法」、「反乱鎮定動員時期集会デモ法」、「反乱鎮定動員時期公職人員選挙罷免法」の立法と修正過程で、国家安全法の三原則の明記と、罰則の確立を加えることを強く要求し、国内の政治活動、特に台湾独立の主張を制限しようとした。この他、出入国の権利の制限、そして戒厳法をもとに規定されていた「戒厳令解除後に軍事審判を受けた人民は戒厳令解除後の普通法廷において上訴請求できる権利」⁽⁸²⁾の制限や禁止が国安法に明文化された。⁽⁸³⁾

もともと戒厳体制下にあった移転の自由の制限、特に帰国制限を受けたブラックリスト問題では、国安法に基づいて行政機関は「国家の安全あるいは社会の安定を甚だしく妨害する疑惑のある者」の出入国申請に対して不許可にする権限がある。従って、ブラックリストの問題は解決することなく引き続いた。「移行期における正義」に関わる戒厳期の軍事審判案件についても、戒厳体制内で定められていた救済規定が凍結された。戒厳法の規定によれば、「戒厳期に戒厳令によって軍法審判に裁かれ」た場合、「戒厳令解除後に普通裁判所での再審を請求できる」ようになっていた。この立法精神は、戒厳法体制の下で民衆が軍法審判を受けさせられた場合、正当な法律の手続きと人権保障の措置が欠けているため、戒厳令解除後には、憲法保障の下、軍法審判を受けず、制度による手続きをとおして、体制内で救済を得ることができるというものであった。これはある程度まで、案件に関する制度的な「政治上の名誉回復」をめざしたと見なすことができるであろう。しかし、戒厳令実施の38年間、相当数の政治案件が軍法審判にかけられ、その中には冤罪、捏造、誤審、または政治事件に誘発された政治案件等が多くあり、これらを再審するとなると、国民党統治の体制に衝撃を与え、執政者の声望に影響を与えるため、国安法の制限を通して、民衆に戒厳法規定に基づいた再審の機会を凍結させたのであった。言い換えれば、戒厳令の解除の宣言をしたからといって、民衆は戒厳体制内にもともとあった救済処置を受けられず、よって戒厳期に人権を侵害した体制に対して歴史的検討が行われず、「移行期における正義」はこの体制下ではほとんど展開することはできなかったのである。

台湾の自由化改革からいえば、戒厳令解除は重大かつターニングポイントとなる一步であった。しかし、国安法による制限があったため、この戒厳令解除は、実際に戒厳法に基づいた戒厳令解除の効果（すなわち、ブラックリスト問題の解決や普通裁判系統による再審など）に達することができなかったのである。しかも、反乱鎮定動員体制は依

然として変わらず、懲治反乱条例及び「刑法」第百条（思想犯の取り締まりに関する法律）の規定の下、憲法で保障されている言論の自由は依然として大きな制圧を受けた。当時は国民党当局の主張する国家アイデンティティーに疑義を表明しただけで内乱罪とされる恐れがあり、自由化改革が行われることなどなかったのである。

5. 終わりに―蔣経国と台湾の自由化改革の評価

台湾の白色テロ期間における人権の侵害について、国民党当局を率いる蔣経国はその政策または執行に対し相当の責任を負う必要があるばかりではなく、国民党当局のリーダーとして、政治責任、歴史責任を回避することもできないだろう。蔣経国は1970年代初期の権力継承作業後、国民党当局が台湾統治の外部正当性の激しい喪失に直面した際に、一部の台湾籍エリートを選抜して中央政府や党部に引き込み、さらに増員目的の中央民意代表選挙を進めて、民衆が選挙を通じて限定的に中央政治に参加するパイプを作った。しかし、万年国会の他、中央政府の重要なポストと国民党中央党部は依然として少数の外省籍エリートが主導していた。また、この時期の蔣経国政権は、なおも反対勢力を制圧し、メディア、世論を規制し、台湾本土の言語、文化を弾圧した。この時期の台湾のストロングマン権威体制では、人権侵害に対する改善は非常に限定的であった。これらの時期と比較すると、蔣経国政権の末期は戒厳令解除を主とした政治改革を進め、これらは自由化改革の色彩を帯びていた。前に述べたように、蔣経国政権の末期は、野党結成承認や戒厳令解除、中国大陸出身者の中国大陸への里帰り解禁（中国大陸出身者の帰省のみであり、台湾独立を主張する者と国民党統治に反対する在外台湾人の台湾への帰国は含んでない）、新聞発行の自由化など、一連の自由化改革の措置が見て取れる。

しかし、最も注目される戒厳令の解除から言えば、蔣経国は政治改革の推進意志はあったものの、戒厳令解除は基本的に党外人士が長期間にわたり議会、社会運動を通して圧力をかけたことに対する回答であり、またアメリカを中心とする国際的な改革要求の圧力から決定したものであって、自らの改革意志から進められたものではない。しかも、国内外の政治情勢をわきまえて戒厳令解除をしても、戒厳令解除以降に民衆が司法に救済を求め国民党当局に衝撃が及ばないようにするため、国民党の党政運用を通じて、第一期から全く改選のない万年議員が掌握する立法院で国安法とそれに関連する法律を制定し、本来存在するはずだった自由化の範囲をせばめた。それに加えて、たとえ戒厳令を解除しても、1949年以降の反乱鎮定動員と戒厳令に基づく非常体制は反乱鎮定動員体制を終息させず、蔣経国が戒厳令解除と同時に実施した国安法が人民の言論、結社、帰国の自由までをも依然として制限した。いわゆる「移行期における正義」は、戒厳法内で規定されていた体制内での実現の機会を失った。このことが指し示す意味は、蔣経国がこの時に推進した改革は戒厳法の規定していた戒厳令解除後の改革の範囲よりもさらに小さいものだけということである。

非常体制から抜け出し憲法に基づく人権保障に向けた、台湾のさらなる自由化は、李登輝時代にすすめられた反乱鎮定動員体制の終結、さらに「独台会案」⁸⁵事件後の改革要求に応じた懲治反乱条例の廃止ならびに刑法第百条の修正を待たなければならなかった。その後、台湾では異なる政治主張のために内乱罪として処罰されることはなく、正式に白色テロ時代に終わりを告げることとなった。これらのことからわかるように、蔣経国の改革は明らかに限定的であり、自由化の改革と同義であるとはいえないのである。しかしながら、戒厳令解除は台湾の自由化改革の重要な一歩であり、蔣経国が改革を選択したことは、その後の台湾の政治発展に大きな作用を及ぼしたといえるだろう。

* 本稿は筆者が2008年1月11日に広島大学にて講演した「台湾における自由化の歴史とその再評価…戒厳解除を中心に」をもとに作成したものである。

(1) 1947年7月、国民政府が反乱鎮圧動員令を發布、1948年国民大会にて「反乱鎮定動員時期臨時条項」を制定した。

(2) 朝鮮戦争後、第七艦隊の台湾海峡への介入は当初、台湾海峡の中立化を名目とし、中華民国との防衛条約締結後、正式に台湾防衛に当たり、中華人民共和国の武力脅威に対抗した。薛化元、「台湾地位關係文書」(台北：日創社、2007)、84—86、123—126ページを参照。

(3) 戦後の台湾政治発展、特に中華民国政府が台湾に敗退してから蔣経国時代の終わりまでに関する研究は、既に多くの成果を残している。リンズの「権威主義体制」、吳乃徳の「権力庇護体系」、鄭敦仁の「レーニン主義型の党国体制」、王振寰の「外部正統性と内部分正統性」、または若林正丈の「台湾型権威主義体制」、さらには権力体制の変化を分析したウインクラーの指摘する「ハード権威」・「ソフト権威」等の見方である。しかし、「国防会議」、「国家安全会議」、「中国青年反共救国団」等の組織とその運用の観点から見ると、「ストロングマン」である蒋介石・蔣経国の個人の意志によって政党機関の構造と法律規定とに対して巨大な権限を行使しており、本稿では権威主義／権威体制に「ストロングマン」を加えて「ストロングマン権威主義」／「ストロングマン権威体制」とした。こうすることで、十分に二人の蔣總統時代の状態を表現できるであろう。詳しくは以下を参照。薛化元、楊秀菁、へ強人威權體制的建構與轉變(1949—1992)、收入國家人權紀念館籌備處、國史館、國立政治大學歷史學系策劃、『人權理論與歷史論文集』(台北：國史館、2003)、268—315ページ。薛化元、陳翠蓮、吳鯤魯、李福鐘、楊秀菁、『戰後台灣人權史』(台北：國家人權紀念館籌備處、2003)、94—182ページ。

(4) 吳乃徳(中央研究院)も、多くの台湾政治研究者の台湾民主化に対する解釈の中で、彼らが共通して強調している点は蔣経国の台湾の民主化に対する貢献であるとしている。しかし吳乃徳は「蔣経国を台湾民主化の推進者として評価することは歴史事実とそぐわないばかりでなく、この様な間違った論断が民間の自発的貢献の事実を打ち消してしまった。実際はこの様な勢力こそが将来台湾政治を上へと持ち上げる重要な動力である」と強調している。吳乃徳、「回憶：經國、懷念：經國」、收入胡健國主編『二十世紀台灣民主發展—第七屆中華民國史專題論文集』(台北：國史館、2004)、474—475ページ。

(5) ウインクラーの提示したこの「ハードからソフトまでの権威主義」の概念は1984年のことであり、主としては当時台湾で発生した政治変化の解説である。ウインクラーは1970年代中期以来の情勢は全く民主的ではなく、依然として権力体制の範囲内にあ

り、ただハードからソフトに移行しただけだとしている。彼は「ハード」と「ソフト」について簡明に定義づけた。「ハード権力とは一人の独裁の下での外省籍テクノクラートによる統治であり、選挙は地方のエリートを取り込んでコントロールし、体制外の公安警察によって強化する。ソフト権力とは集団による政党の指導の下、外省人と台湾人のテクノクラートによる連合統治であり、依然として執政党の支配的地位を確保しているが、更に公開された選挙によって多くの新興社会勢力を取り入れている。なお、これらの新興社会勢力は急速に進む社会の現代化によって発生したものである。それにより、弾圧への依頼が減少し、『代議制民主』の要求に対しては、行政と立法部門の全島選挙を実施し、反対勢力の立候補者にも政党加入を認め、それを阻害しないと言う形で対応する。」ウインクラーは70年代中期から1984年までに焦点を置き、合法性部門、安全部門及び発展部門の制度化の観点から見て、外省人から本省人、年配者から若者へのシフトが現れており、また参加形式から見ると、当初は排他的組織を通じて個人的利益を獲得するものであったが、その後は選挙制度を利用して候補者指名戦略と計画投票の実施により選挙での勝利を獲得するものとなり、ますます巧みにそして地方化した。つまり、ハードからソフトの権力体制の変化は90年代半ばには達成し、それ以降、民主化の方向へ動き出すだろうと考えた。Edwin A. Winckler, "Institutionalization and Participation on Taiwan: From Hard to Soft Authoritarianism", *China Quarterly*, No. 99 (Sep., 1984), pp. 481-499. 以上の討論は、林果顯、「戦後臺灣統治體制的再思考——威權體制的理論與適用」、『現代學術專刊』, 13 (2004. 10), 73—74ページを参照。

- (6) ストロングマン権威主義体制時期、「緑島小夜曲」を歌う」とは政治犯として入獄することを指した。
- (7) 漆高儒、『「経國の一生」——從西伯利亞奴工到中華民國總統』(台北：傳記文學出版社, 1991), 3ページ。
- (8) 民主進歩党結成前、台湾に野党はなく、反対派政治人士を「党外」とよんだ。
- (9) Thomas B. Gold, *State and Society in the Taiwan Miracle* (N. Y.: East Gate Books, 1986), p. 62.
- (10) 李永熾監修、薛化元編、『台湾 史年表：終戦篇Ⅰ』(台北：國家政策研究中心, 1990), 126、128ページ。史明、『台湾人四百年史』(San Jose: Paradise Culture Association, 1980), 876ページ。かつて政治行動委員会に勤務していた孫家麒は、總統府機要資料組の公文書は蔣経国の印章が押されているだけで、その効力は特別任務内の制限を受けず、党や行政の部門運用の枠を超えることが出来たと述べている。若林正丈著、頼香吟訳、『「経國與李登輝」』(台北：遠流出版社, 1998), 82ページ。江南、『「経國傳」』(美國加州：美國論壇出版社, 1984), 238ページ。
- (11) 政治行動委員会の改編過程は伊原吉之助、『台湾の政治改革年表・覺書』(1943—1987) (奈良：帝塚山大學, 1992),

77 ページを参考。

- (12) 李永熾監修、薛化元、『台湾歴史年表…終戦篇Ⅰ』、90 ページ…若林正文著、洪金珠、許佩賢訳、『台湾…分裂國家與民主化』(台北…月旦出版社、1994)、86 ページ。
- (13) 李永熾監修、薛化元、『台湾歴史年表…終戦篇Ⅰ』、106 ページ…『台湾新生報』、1950年3月23日。
- (14) 『中国共産党台湾省工作委員会』、略称は台湾省工委または省工委で、中国共産党の在台組織である。1945年8月、中共中央の派遣した旧台湾共産党蔡孝乾らが台湾に戻り活動を展開し、1946年2月、蔡孝乾は幹部の張志忠、洪幼樵、林英傑ら及び中共華東局人員と会談し、同年7月正式に組織した。蔡孝乾が省工委と秘書を務めた。1949年10月から1950年2月までの間に、蔡孝乾、陳澤民、洪幼樵、張志忠等のリーダーは相次いで逮捕された。1950年1月、逮捕された蔡孝乾がメンバーである呉石、顔秀峰の資料を提出し、台湾に潜伏していた工委会の幹部は続々と機密情報機関に逮捕された。台湾における中共地下組織の工作勢力は大きな打撃を受ける結果となった。薛化元、〈台湾省工作委員会〉、収入許雪 總策劃、『台湾歴史辭典』(台北…行政院文化建設委員會、2004)、1107 ページ…陳翠蓮、〈中國共産黨台灣省工作委員会〉、収入張炎憲主編、『二二八事件辭典』(台北…國史館、2008)、38 ページ…國家安全局、〈匪台灣省工作委員会叛亂案〉、収入李敖審定、『安全局機密文件』、上冊『歷年處理匪案彙編』第一輯(台北…李敖出版社、1991)、11-19 ページ。
- (15) 『公論報』、1950年5月14日。
- (16) 元国民党非常委員会台湾分会主管の陳立夫は、中央改造委員会に名を列ねることはなく、これは彼が既に台湾の党務有力者の列から離脱したことを表していた。『中央日報』、1949年7月21日。Jennhwan Wang は、国民党の「改造」は、蒋介石個人の權威を確立してCC派を党内から清算することの他、これによって多くの台湾人を国民党に加入させることに成功したと指摘している。
- Jennhwan Wang, *Political Movements Against The State: The Transition of Taiwan's Authoritarian Rule* (Los Angeles: University of California, Ph.D. Dissertation, 1988).
- (17) 若林正文著、洪金珠、許佩賢譯、『台湾…分裂國家與民主化』、76-77 ページ…伊原吉之助、『台湾の政治改革年表・覺書』(1943-1987)、『ページ99』。
- (18) 李永熾監修、薛化元、『台湾歴史年表…終戦篇Ⅰ』、172 ページ…『中央日報』、1950年10月20日。
- (19) Nai-The Wu, "The Politics of a Regime Patronage System: Mobilization and Control within an Authoritarian Regime" (Ph. D Thesis, Dpt. of

- Political Science, University of Chicago, 1987), pp. 133-137. 若林正文著、洪金珠、許佩賢訳、『台湾：分裂國家與民主化』、111-111ページ。『中央日報』、1952年11月1日。
- (20) 若林正文著、洪金珠、許佩賢訳、『台湾：分裂國家與民主化』、82-83ページ。
- (21) 呉國璽は雷震に対して、救国団の結成に反対したものの実を結ばず、経費を出さない消極的な態度を採ったところ、蔣経国に不満の念を抱かせたと述べている。雷震、『雷震回憶録：我的母親續篇』（香港：七十年代雜誌社、1978）、83ページ。
- (22) 当時の台湾の機密情報機関は非常に多くかつ複雑で、「八統」と呼ばれ、「四大統」「四小統」を含んだものである。この「統」は中国大陸期の「中国国民党中央執行委員会調査統計局」（中統）、「国民政府軍事委員会調査統計局」（軍統）に由来する。「四大統」とは国民党第六組、国防部第二庁、国防部情報局、司法行政調查局、「四小統」とは台湾省保安司令部（台湾警備総司令部保安処）、憲兵司令部情報処、台湾省警務処、台湾省社会処である。薛化元、陳翠蓮、吳鯤魯、李福鐘、楊秀菁、『戦後台湾人權史』、122ページ。
- (23) 1952年に国民党当局が派遣した軍隊及び特務員が台北鹿窟地区を包囲し、潜伏している共産党員を逮捕した。しかし、同時に無実の民衆も多く逮捕された。
- (24) 李宜鋒、〈谷正文先生訪談紀〉、台湾省文献委員會編、『台湾地區戒嚴時期五〇年代政治案件史料彙編（五）』（南投：台湾省文献委員會、1998）、210ページ。
- (25) 李敖、『白色恐怖』的一些特色』、『白色恐怖述奇』（台北：李敖出版社、2002）、5ページ。
- (26) 總統府臨時行政改革委員會、『總統府臨時行政改革委員會總報告』（台北：委員會自印、1958）、291-292ページ。
- (27) 李永熾監修、薛化元、『台湾 史年表：終戦篇Ⅰ』、216ページ。『中央日報』、1954年9月6日。蕭季居、『國防會議的設置與法源初探』、國史館主催『戦後 案與 史研究學術討論會』、2007年11月29日-30日。江南は次のように述べている。「経国は一生政治に従事した。数え切れない副長官もこなしたが、実際のところ、ある機関の長官/副長官とは名ばかりで、権力と実質は全く関係がなかった。経国はいつもこの『正』と『副』をひっくり返していた。」江南、『経國傳』、240ページ。
- (28) 史明、『台湾人四百年史』、頁876-878。
- (29) 李永熾監修、薛化元、『台湾 史年表：終戦篇Ⅰ』、270、290ページ。『台湾新生報』、1957年6月2日。『台湾新生報』、1958年7月15日。

- (30) 李永熾監修、薛化元、『台湾 史年表…終戦篇Ⅰ』、412 ページ…『中央日報』、1964 年 3 月 13 日。
- (31) 李永熾監修、薛化元、『台湾 史年表…終戦篇Ⅱ』(台北…國家政策研究中心、1990)、84 ページ…『中央日報』、1969 年 6 月 26 日。
- (32) 『中央日報』、1969 年 7 月 1 日…『中央日報』、1969 年 8 月 1 日。
- (33) 李永熾監修、薛化元主編、『台湾 史年表…終戦篇Ⅱ』、頁 172…『中國時報』、1972 年 5 月 27 日。
- (34) 政治被害に遭った柏楊、陳英泰らは、蔣経国のアメリカ訪問での暗殺未遂事件(1970 年)以後、拘束された政治犯は当局の「報復」に遭い、控訴要求者の全てに重刑、死刑が判決されたと指摘する。柏楊口述、周碧瑟執筆、『柏楊回憶』(台北…遠流出版社、1996)、309-310 ページ…盧兆麟等口述、林世、胡慧玲取材記、『白色封印』(台北…國家人權紀念館籌備處、2003)、265 ページ。関連する資料は未だ全面公開されておらず、現在でも蔣経国がこれらの事件の発生と処理に関わっていたかどうかの実証はできていない。しかし、これらの異なる時期に異なる案件で逮捕された被害者の見解からも解るように、彼らは機密情報機関の指導者であった蔣経国には、政治犯を処理する影響力を持つており、一部の白色テロの政治案件に対して責任をとる必要があると認識している。
- (35) 汪榮祖、李敖は、党政機密情報機関の人権迫害等の行為について、「蒋介石は確実に元凶であり、蔣経国もその張本人である。しかも、その執行では、彼(蔣経国)は父親よりも一層多くの責任を負わなければならない。特に彼の父親が逝去して以降の 12 年間、彼は回避出来ない絶対的責任を負うことになった。」汪榮祖、李敖共著、『蒋介石評傳』、下冊(台北…商周文化事業公司、1995)、870 ページを参考。
- (36) アメリカに居を移していた民主社会党首張君勱は、これに対して「軍事援助で強固な台湾専制」と厳しく批評をしている。『世界日報(美國)』、1957 年 5 月 28 日…『美國軍援與中國憲法』、『世界日報(美國)』、1957 年 6 月 15 日。Haggard も「経済援助と軍事援助が台湾に流入し、アメリカへの台湾の依存は強固なものになり、国民党の地位も強化された」とする。Stephan Mark Haggard, *Pathways From The Periphery: The Newly Industrializing Countries In The International System* (Berkeley: University of California, Ph. D. Dissertation, 1983), p228.
- (37) 戴天昭著、李明峻訳、『台湾國際政治史(完整版)』(台北…前衛出版社、2002)、519-556 ページ。
- (38) 1971 年 10 月 25 日、国際連合総会にて次のアルバニア案が通過した。「中華人民共和国の全ての権利を回復することを決議し、

その政府が中国を代表し国際連合組織に出席する唯一の合法政府であり、また国際連合とそれに関係する組織内にて非合法に議席を占有する蔣介石代表を駆逐することを承認する。外交部國際司編、『中華民國出席聯合國大會第二十六屆常會代表團報告書』(台北:編者自印, 1972), 54ページ。

(39) 中央法規、『台灣省政府公報』, 1972年夏字第8號(1972年4月11日), 2ページ。

(40) 陳世宏、張建隆主編、『戰後台灣民主運動史料彙編』(三)從黨外助選團到黨外總部(台北:國史館, 2000), 308ページ。『長老教會公報』, 第1076期, 10ページ。張景涵等, 『國是詳言』、『大學』, 第46期(台北, 1971. 10), 1-12ページ。陳少廷, 『中央民意代表的改選問題-兼評周道濟先生的方案』、『大學』, 第46期, 13-16ページ。

(41) 吳乃健は、国民党当局は政党クライアンティリズム(Party Clientelism)と選挙クライアンティリズム(Electoral clientelism)の二つの方式を通して、国政エリートが地方政治家にリソースと利益を提供し、地方エリートが選挙票を報いたとしてゐる。Nat-the Wu (吳乃健), "The Politics of A Regime Patronage System: Mobilization and Control Within An Authoritarian Regime" (Ph.D. Thesis, Dept. of Political Science, University of Chicago, 1987), pp.13-14, 337-346。若林正丈はさらに、蒋介石主導の中華民国が未だ大陸反攻を成し得ていないことを理由に、中央民意代表を改選できないようにさせて中央レベルの選挙を制限した。一方で、「民主体制」を維持し、台湾籍あるいは国民党内の政治エリートの政治参加への強い希望を宥めるため、蒋介石は政権構造に比較的影響の少ない地方自治システムを維持して一定の民意を獲得した。この制度下の地方自治では、基本的に、レベルが高くなれば民意の支持に由来する正当性が低くなるという現象を起こした。これに加え、万年国会と中央の統治エリートは外省籍が大多数を占めて、「政治エリートのエスニックな二重構造」が形成された、と述べている。若林正丈著、洪金珠、許佩賢訳、『台湾:分裂國家與民主化』, 40-42ページ。陶涵(Jay Taylor)は定期的増員を目的とする中央民意代表改選の意義はとて大きかった。何故なら人口の大多数を占める台湾人が中央民意機関に議席を持つことになったからだ、と述べている。陶涵(Jay Taylor)著、林添貴譯、『經國傳』(台北:時報文化出版公司, 2000), 308ページ。

(42) 1970年代以前の台湾籍政治エリートは、地方レベル選挙に参加した政治家出身者が主であった。Arthur Leman, "National Elites and Local Politician in Taiwan", *American Political Science Review*, (Dec, 1976), pp. 1406-1423.

(43) 若林正丈著、洪金珠、許佩賢訳、『台湾:分裂國家與民主化』, 183ページ。小谷豪治郎はこの時期の蔣経国政府の上層権力構造には「若年化」と「専門化」の特徴が見られるとしている。小谷豪治郎著、陳鵬仁訳、『經國先生傳』(台北:中央日報出版部, 1

- 990)、273ページ。
- (44) 『聯合報』、1972年5月30日。
- (45) 若林正丈著、洪金珠、許佩賢訳、『台湾：分裂國家與民主化』、184ページ。
- (46) 伊原吉之助、『台湾の政治改革年表・覺書(1943-1987)』、241ページ。
- (47) 伊原吉之助、『台湾の政治改革年表・覺書(1943-1987)』、281ページ。
- (48) 伊原吉之助、『台湾の政治改革年表・覺書(1943-1987)』、313ページ。
- (49) 相対的に、李登輝の總統任期中に進められた本土化は、過去に外省籍エリートが務めた政党要職の省籍制限を解除して、台湾籍エリートが行政体系と党務組織において次第に主導権を握るようにさせ、台湾の政治権力の配分を人口構成に近いものにした。
- (50) 伊原吉之助、『台湾の政治改革年表・覺書(1943-1987)』、239-241ページ。積極的に党外勢力と連携した前高雄県長余登發は「共産党スパイ呉泰安の反乱に関与した疑い」で1979年2月21日、警備総部に逮捕された。余登發親子に声援を送るため、桃園県長許信良、林義雄らが高雄、橋頭、鳳山等を集まり、デモ行進で不満の意を表明した。その結果、許信良は停職処分を受けた。これも関連事例である。
- (51) 李筱峰、『台湾民主運動40年』、106-107ページ。
- (52) 薛化元、陳翠蓮、吳毓魯、李福鐘、楊秀菁、『戦後台湾人權史』、147ページ。
- (53) 盛竹如、『螢光幕前：盛竹如電視生涯回憶』(台北：新新聞文化事業公司、1995)、150-152ページ、210-227ページ。
- (54) 謝嘉祥、〈打壓本土文化的黒手〉、台湾教授協會策劃、『會診宋楚瑜』(台北：前衛出版社、1994)、93-101ページ。
- (55) 謝嘉祥、〈打壓本土文化的黒手〉、台湾教授協會策劃、『會診宋楚瑜』、94-95ページ。
- (56) 『台湾教會公報』第1228號：薛化元、林秋足、吳文瑞、呂智惠取材、〈王南傑牧師訪談記(二)〉、取材時間：2007年8月22日。1974年、台中県和平郷タイヤル族博愛教会の礼拝中、警察が教会内に踏み込みタイヤル語の聖書と聖詩を強引に持ち去った。1975年1月には、警備総部が警察を率いて中華民国聖書公会に踏み込み、新訳ローマ字聖書を没収した。吳仁慧、『查禁羅馬字聖經』、『臺灣大百科・史卷』(近刊)を参照。
- (57) 李筱峰、『台湾民主運動40年』、117、198ページ。

- (58) 「台湾大学哲学系事件」で肅正仕事を請け負った王昇は、「私は蔣経国に代わって台湾大学の失地を回復しに来た！」と公に発言した。台大哲學系事件調查小組編、『台大哲學系事件調查報告附冊』（台北：台大哲學系事件調查小組、1990）、頁 Y2-Y23。
- (59) 伊原吉之助、『台湾の政治改革年表、覺書（1943—1987）』、256ページ。
- (60) これら党外者の考えは、陳文成がアメリカで積極的に党外運動に参加していた際、中華民国政府のブラックリストに名を刻まれたためである。張富忠、邱萬興、『綠色年代：臺灣民主運動25年』、上冊（臺北：綠色旅行文教基金會、2005）、1200ページ。この他、カーネギーメロン大学長は法医学者 Wechtなどを台湾に派遣して検死に当たらせしたが、調査報告書は陳文成は他殺されたのであり警備総部署発表の自殺ではないとした。國史館藏外交部ファイル、『陳文成案』、ファイル番号：172—3/2446。
- (61) 『自立晚報』、1981年9月25日。
- (62) 『自立晚報』、1982年3月23日。
- (63) 『立法院公報』第71卷第36期（1992年5月5日）、55—56ページ。
- (64) 若林正丈、『台湾：分裂國家與民主化』、206—209ページ；汪榮祖、李敖合著、『蔣介石評傳』、下冊、882—884ページ。
- (65) 国民政府は北伐完成後の1928年、国民党が人民に代わって政権を行使する「訓政」を実施した。中日戦争勃発前後になってはじめて他の党派への弾圧を緩めた。「訓政」は1947年末の憲法施行まで続いた。
- (66) 府令、『台湾省政府公報』、1947年秋字第18期（1947年7月21日）、275ページ。
- (67) 薛化元、『台湾全志、政治志、民主憲政篇』、第4卷（南投：台湾文獻館、2007）、25—27ページ。
- (68) 反乱鎮圧期廃止前の国民党専門部署の統計によれば、反乱鎮圧時期に適用される規定で廃止・調整が必要なもの150種にも及んだ。薛化元、陳翠蓮、吳鯤魯、李福鐘、楊秀菁、『戰後台灣人權史』、100ページ。
- (69) 總統府臨時行政改革委員會、『總統府臨時行政改革委員會報告書』（台北：委員會自印、1958）、291ページ。
- (70) 『台湾新生報』、1948年12月11日。
- (71) 李永熾監修、薛化元主編、『台湾、史年表：終戰篇1』、82ページ；『台湾新生報』、1949年5月19日。
- (72) 『台湾新生報』、1949年5月28日。
- (73) 「懲治反乱条例」とは白色テロを引き起こした重要な法律である。その第2条第1項（通称二条一）の規定は「刑法第百条第一項、

- 第一百一条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項の犯罪者は、死刑に処す」とあり、白色テロの時期に多くの尊い命が奪われた。陳志龍、王永壯、張天欽、〈戒嚴時期政治案件之法律與史探討〉實質部分、收入倪子修總編輯、〈戒嚴時期政治案件之法律與史探討〉(台北：財團法人戒嚴時期不當叛亂暨匪諜審判案件補償基金會，2001)、255—263 ページ。
- (74) 台湾関係法に明記された規定は「本法律を含む条項は、アメリカの人権、特に台湾の1800万の住民の人権に対する関心であり、台湾全人民の人権を保護し抵触してはならない。この法律によつて、それを再確認するのがアメリカの目的である。」若林正文著、洪金珠、許佩賢譯、『台湾：分裂國家與民主化』、193—194 ページ。李大維、『台灣關係法立法過程』(台北：洞察出版社，1988)、323、325 ページ。
- (75) 軍事有力者の莊柏村は、後に取材に応じた際に、台湾が戒嚴令を解除すべきか否かの問題については、当局は確実にアメリカからの圧力があつたと述べている。莊柏村著、王力行採編、『莊總長日記中的經國先生晚年』(台北：天下文化出版公司，1995)、334 ページ。
- (76) 伊原吉之助、『台湾の政治改革年表』覺書(1943—1987)、頁318。
- (77) 李永熾監修、薛化元、『台湾 史年表：終戰篇Ⅲ』(台北：國家政策研究中心，1990)、248 ページ。『自立晚報』、1986年9月29日。
- (78) Linda Chao and Ramon Myers, *The First Chinese Democracy: Political Life in the Republic of China on Taiwan* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1998), p. 133. 李登輝の蔣経国との談話記録によれば、9月30日蔣経国は彼(当時副総統)に対し、国策に違反しない党外勢力結党の可能性を検討してほしいと頼まれたという。李登輝筆記、李登輝口述 史小組編著、『見證台湾：經國總統與我』(台北：國史館，2004)、188 ページ。
- (79) 中央日報出版部編、『總統經國言論選集』、第8輯(台北：中央日報出版部，1987)、230—233 ページ。
- (80) 伊原吉之助、『台湾の政治改革年表』覺書(1943—1987)、328—329 ページ。
- (81) 李永熾監修、薛化元、『台湾 史年表：終戰篇Ⅲ』、280 ページ。『中國時報』、1987年6月24日。
- (82) 戒嚴法第10条は「第八条第九条の判決は、戒嚴令解除の翌日から法律に照らして上訴できる」と規定している。『總統府公報』、第203號(1949年1月14日)、1 ページ。ここで重要なのは、軍法判決での判決・執行が、当時の軍法システムが普通裁判所から独立していたために、最高裁判所の管轄外にあつたことである。

(83) 国家安全法第9条は、「戒厳期戒厳地域内で軍事審判機関による非現役軍人の刑事案件は、戒厳令解除後に以下の規定により処理する。一、軍事審判手続が終了していない者は、捜査中の案件を当該検察官の捜査へまわし、審判中の案件は、当該裁判所で審判する。

二、刑事裁判の確定者は、当該裁判所に上訴、異議申し立てをしてはならない。しかし、再審、特に上訴したい理由のある者は、法に照らし、再審、上訴の請求が出来る。」「總統府公報」、第4788號(1987年7月1日)、112ページ。大法官會議所は第272号憲法解釈で、「戒厳と戒厳解除の時間は30年以上続く特殊な状況であり、裁判の安定と社会秩序を維持する必要がある」とし、国安法は合憲であるという決定を下した。『總統府公報』、第5375號(1991年2月27日)、2ページ。

(84) いわゆる「移行期における正義」の問題とは、民主化への移行後に高圧的政治の歴史的残留問題をどう処理するかに直面することを目指す。Ruti G. Teitel, *Transitional Justice* (New York: Oxford University Press, 2000)を参考されたい。

(85) 1991年5月1日に反乱鎮定動員期が終結したのにも関わらず、同月9日、特務機関は「懲治反乱条例」及び刑法第百条により、日本で台湾独立運動に携わる史明と関係のある陳正然などの4人を逮捕した。その中には清華大学の大学院生廖偉程も含まれており、社会から注目された事件である。